

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもり^{*}の問題、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題^{*}などが顕著化しています。また、公的な福祉サービスの狭間にある事例などが発生しています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会^{*}の実現を進めています。

また、平成30年4月1日施行の社会福祉法の一部改正において、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられ、計画には「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」が盛り込まれることとなりました。

さらに、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律」が平成28年5月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開による地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

令和2年6月には更なる社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）があり、地域福祉の推進は、地域住民が主体となっていくものであると明文化されるとともに、重層的な支援体制^{*}整備に関する事項が盛り込まれました。

本市においては、平成28年3月に「第3次寝屋川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第3次計画の期間が満了することから、これまでの取組の進捗や、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に適切に対応するため、「第4次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉と地域共生社会

この計画では、「地域福祉」について、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、次のように考えます。地域福祉の充実が、地域共生社会の実現につながると考えています。

**誰もが地域とつながりをもって
安心して心豊かに暮らせるよう
地域の力を合わせて
地域にあった福祉をつくる**

誰もが地域とつながりをもって

誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き、支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

地域の力を合わせて

公的な制度に基づく取組を土台に、市民、ボランティア、団体、事業者等が、「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かな支援を行います。

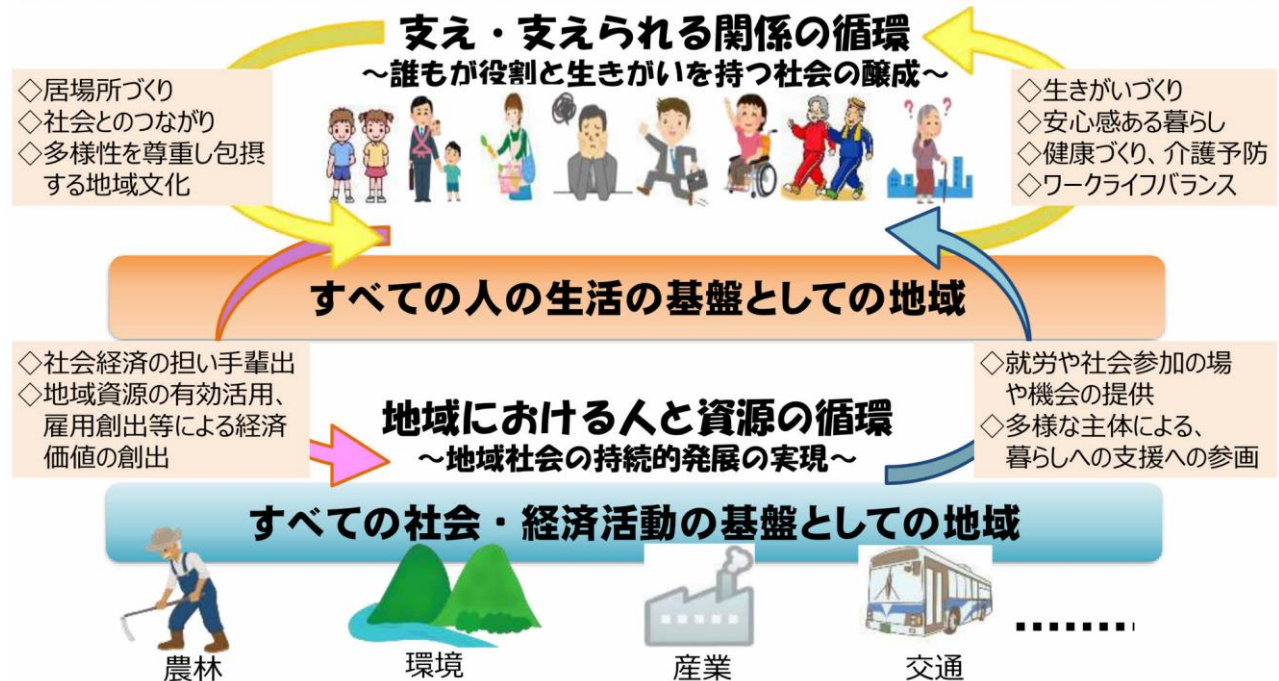
地域にあった福祉をつくる

国、大阪府の制度等も利用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に
一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省資料

【参考】社会福祉法（地域福祉部分抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域エリアごとの取組について

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

(1) 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、自治会や民生委員・児童委員※を中心に、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にした取組を進めています。

(2) 小学校区（校区福祉委員会※・地域協働協議会※）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

(3) コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターを設置しています。コミュニティセンターエリアを介護保険制度※の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤に、地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行う、コミュニティソーシャルワーカー※（CSW）を社会福祉協議会※が配置しています。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター※、地域子育て支援拠点※である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

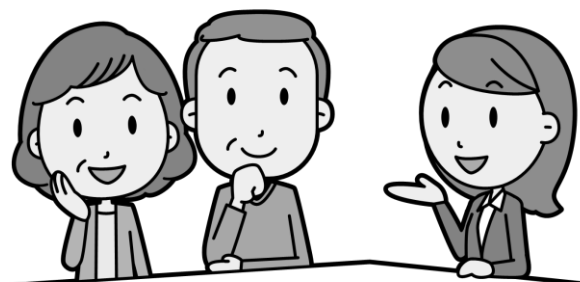
(4) 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO*等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。



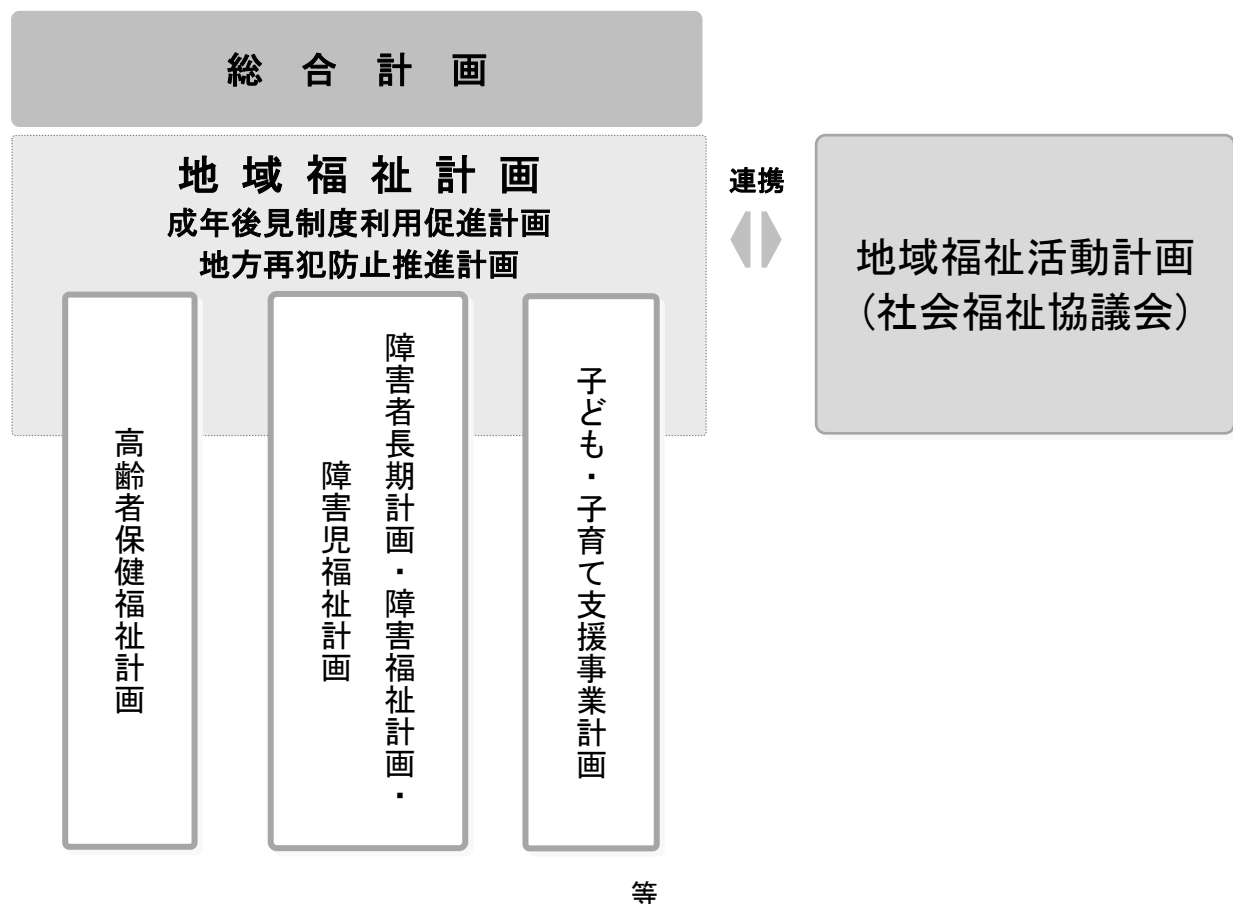
4 計画の位置付けについて

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

また、高齢者保健福祉計画、障害者長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる市の取組を示すものです。

加えて、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、地域福祉を推進する両輪となるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく計画と位置付けます。また、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されます。



5 計画期間

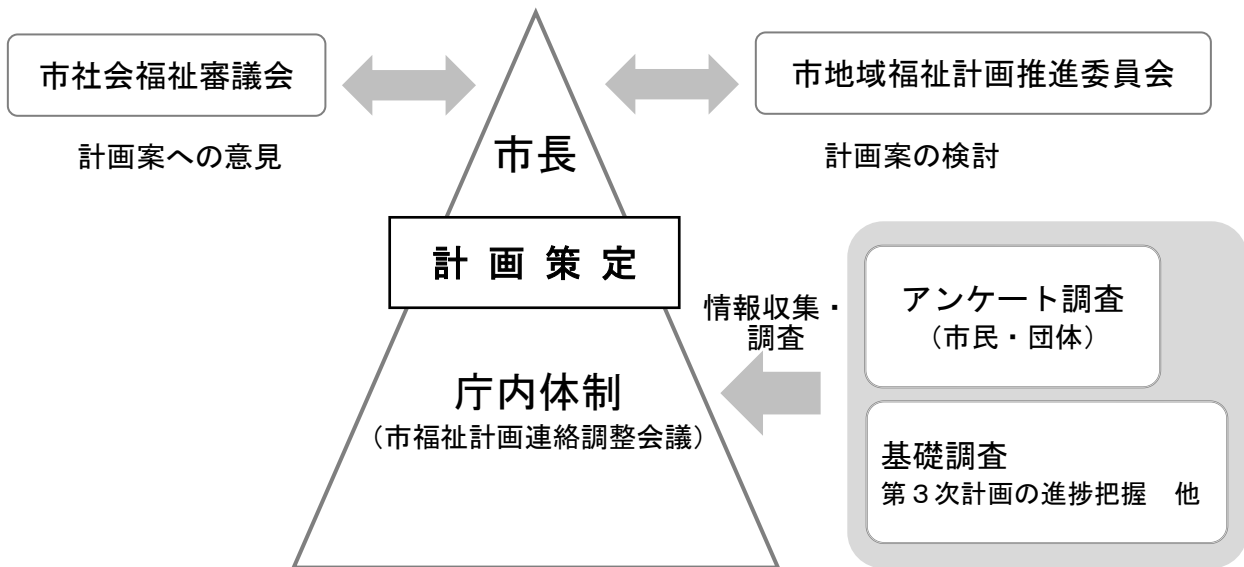
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で検討を行いました。

また、「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画に対する意見を受けました。



(2) 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査の実施

市民の日常生活の現状や意識、地域づくりに関する考え方などを把握し、本計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメント手続の実施

- 意見募集期間 令和3年2月1日～2月28日
- 意見の件数 16件
- 結果の公表 市ホームページに結果を公表しました。

7 S D G s ※達成への貢献

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会の共通の目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。

「持続可能」とは「人間が地球に住み続けることができること」であり、「開発」とは「より良い世界をつくること」です。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など 17 の目標（世界が目指す姿）と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs 達成に向け、一人一人ができることをしっかりと考え、一步踏み出す姿勢が求められています。



SDGs の推進は、地域福祉計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGs の達成に貢献します。

〔 地域福祉計画が主に関連する S D G s 目標 〕



	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市には、性や年齢、障害や疾病の状態、国籍や文化の違いなど、多様な人々が暮らしています。また、少子高齢化や核家族化の一層の進行、地域における人間関係の変化などを背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の孤立、老々介護、シルバー世代の孤立死※、認知症※のある人の見守り、障害のある人の社会参加、子どもやシルバー世代、障害のある人への虐待、ひきこもり、経済的困窮など、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題があります。

本市では、今後も、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域全体がつながりと信頼を深め、支えあう地域共生社会の構築を図っていくことが重要であると考えます。

そのため、子どもからシルバー世代まで、あらゆる年代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助け合いの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、この計画の基本理念を『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』とします。

[基本理念]
地域共生社会の実現に向けた
仕組みの充実

2 施策の方向性

施策の方向性 1 地域福祉のセーフティネットの拡充

ひとり暮らし高齢者やシルバー世代のみの世帯、障害者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケア※（介護と子育てなど複数のケアに携わること）や生活困窮、ヤングケアラー※（障害や疾病のある親や祖父母などの介護や世話をしている子ども）への支援など地域における生活課題は複雑化・複合化しています。

公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的かつ重層的で専門的な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

また、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

施策の方向性 2 権利擁護^{ようご}の推進

一人一人の尊厳が守られ、自己決定を尊重し支援することは、誰もが安心して暮らせる地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症高齢者の増加及び知的障害者・精神障害者の地域移行の進展に伴い、判断能力が十分でない方々の増加が見込まれることから、身上保護や財産管理を行う成年後見制度等の利用促進に向けた取組を推進します。

施策の方向性 3 地域福祉を担う多様な人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業など、多様な主体が参画し、対等の関係で行う協力や提携による協働※に取り組むことが必要です。これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進め、地域の実情や要支援者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスの提供を促進します。

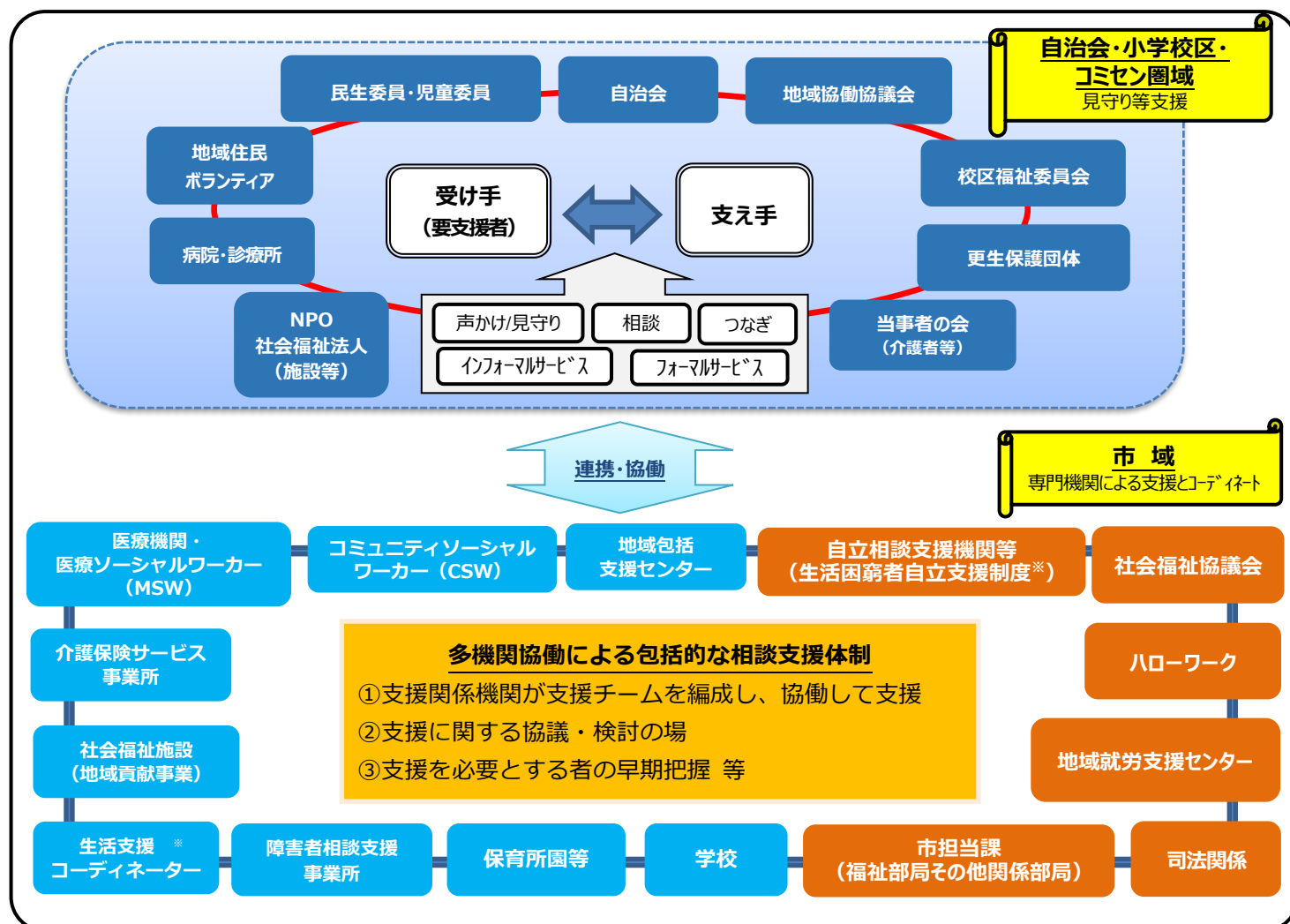
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人、エッセンシャルワーカー※（保育や介護サービスの提供など生活の維持に欠かせない活動を行う人々）に対する需要が増加しており、これらの福祉分野におけるエッセンシャルワーカーに対する支援に努めます。

施策の方向性 4 生活と福祉を支える基盤強化

地域のセーフティネットを拡げ、強くするためには、これまで中核的な役割を担ってきた社会福祉協議会等が、行政機関との連携のもと、その基盤強化を図りつつ、継続的・安定的に福祉のまちづくりに取り組むことが期待されています。

また、地域生活課題[※]は、福祉分野から保健・医療、就労、ライフスタイルやまちづくりまで多岐にわたり、その担い手も福祉サービスの供給主体も多様化しています。多様な主体の相互理解と連携のもと、地域共生を支える仕組みづくりを推進します。

《寝屋川市が目指す地域福祉のセーフティネット（イメージ）》



3 計画の体系

[基本理念]

[施策の方向性]

[重点取組]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実

